

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとすること。

三 センターの目的

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並

びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすること。

四 事務所

センターは、主たる事務所を東京都に置くこと。

五 資本金

センターの資本金について所要の規定を設けること。

六 名称の使用制限

センターでない者は、日本スポーツ振興センターという名称を用いてはならないものとする。

第二 役員

一 役員

1 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこと。

2 センターに、役員として、第三の一(5)の業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を担当する理事一人を置くこと。

3 センターに、役員として、2の理事のほか、理事三人以内を置くことができるものとする。

二 理事の職務及び権限等

- 1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理すること。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、スポーツ振興投票等業務を担当する理事とすること。

三 理事の任命の特例

- 1 スポーツ振興投票等業務を担当する理事の任命は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

- 2 理事長は、1の認可を受けたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないものとする。

四 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。

五 役員欠格条項の特例

- 1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができるものとする。

2 通則法第二十二條に定める役員の欠格条項について所要の加重規定を設けること。

六 役員の特例

1 センターの役員の特例に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用について、所要の読み替えを行うこと。

2 スポーツ振興投票等業務を担当する理事の解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

3 理事長は、2の規定による解任をしたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないものとする。

七 役員及び職員

センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

第三 業務

一 業務の範囲

1 センターは、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

(2) スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催

(3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

(4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

(5) 投票法に規定する業務を行うこと。

(6) 学校の管理下における児童、生徒、学生又は幼児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以

下同じ。)につき、当該児童生徒等の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

(7) スポーツ及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

(8) (7)の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

(9) (1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、1の業務のほか、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、1(1)の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとする。

二 災害共済給付及び免責の特約

1 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が児童生徒等の保護者（生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生。）の同意を得て当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 1の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができるものとする
こと。

3 その他災害共済給付契約及び免責の特約について所要の規定を設けること。

三 共済掛金

災害共済給付に係る共済掛金について所要の規定を設けること。

四 スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限

次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額）を超えてはならないものとする。

(1) スポーツ振興投票券の発売

(2) 投票法第十三条の払戻金の交付

(3) 投票法第十七条第三項の返還金の交付

(4) (1)から(3)に掲げる業務に附帯する業務

五 文部科学大臣の命令

文部科学大臣は、スポーツ振興投票等業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要な命令をすることができるものとする。

第四 財務及び会計

一 事業計画等の認可

1 センターは、通則法第三十一条の規定にかかわらず、毎事業年度、スポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とすること。

2 文部科学大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならないものとする。

3 センターは、1の認可を受けた事業計画等を遅滞なく公表しなければならないものとする。

二 国庫納付金等

1 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならないものとする。

(1) 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

(2) 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

(3) 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

(4) 発売金額のうち三によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2 センターは、1の収益から国庫に納付する金額を除いた金額を、翌事業年度以降の投票法第二十一

条第一項から第四項までの業務の財源に充てるものとする。

三 区分経理

センターは、スポーツ振興投票等業務に係る経理、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理並びに免責の特約に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならぬものとする。

四 利益及び損失の処理の特例等

利益及び損失の処理について所要の特例等を設けること。

五 長期借入金及び償還計画

1 センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるとすること。

2 その他長期借入金及び償還計画について所要の規定を設けること。

六 スポーツ振興基金

センターは、第三の一(1)(2)から(4)までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運

用によつて得るためにスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設けること。その他基金について
所要の規定を設けること。

七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

センターに、所要の規定を準用するものとする。

第五 雑則

一 国の補助

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができるものとする。

二 学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理

この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

三 損害賠償との調整

1 学校の設置者が国家賠償法、民法その他の法律（2において「国家賠償法等」という。）による損

害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れるものとする。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。

四 時効

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

五 給付を受ける権利の保護

災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

六 公課の禁止

租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができないものとする。

七 財務大臣との協議

文部科学大臣が承認及び認可を行おうとする場合で財務大臣に協議すべきものを定めること。

八 主務大臣等

センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とするものとする。

九 国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当

政府は、第四の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとする。

十 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一

号に規定する職員には該当しないものとする。

十一 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、センターの役員及び職員には適用しないものとする。

第七 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

第八 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

二 日本体育・学校健康センターの解散等

1 日本体育・学校健康センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継するものを除き、センターが承継するものとする。

2 その他権利義務の承継等について所要の規定を設けること。

三 業務の特例等

センターは、平成十八年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間、第三の一に規定する業務のほか、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うものとする。

四 センターに対する便宜の供与

都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができるものとする。

五 保育所の災害共済給付

センターは、当分の間、保育所の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができるものとする。

六 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正すること。